

☆☆☆



Rotary International

神戸中ロータリークラブ 細 則



Rotary International

2014年3月18日改訂

神戸中ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会のメンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブの会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計及び会場監督（SAA）である。ただし、本細則第3条第1節に基づいて選出された理事を加えることができる。

第3条 理事及び役員の選挙

第1節

年次総会の1カ月前の例会において、会長は、会員に対して、次々年度の会長、次年度の副会長、幹事、会計及び5名の理事を指名することを求めなければならない。

その指名は、クラブ例会の決議するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

以上に従って行われた指名は、役職ごとに選挙に付し、年次総会において投票により選出される。

選挙にかかる投票において、過半数を獲得したものは、それぞれその該当する役職に当選したものと宣言される。

前記の選挙によって選出された次々年度会長は、会長ノミニーとなるものとし、次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

役員及び理事により理事会を構成する。選挙によって決定した次年度理事会は、選挙後1週間以内に合議によりクラブ会員の中から会場監督を務める者（SAA）を選任しなければならない。

第3節

理事またはその他の役職に欠員が生じた場合は、その欠員の理事を除いた理事会の決議によって、その他の役職の場合は、通常の理事会の決議によって、その欠員を填補しなければならない。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に欠員が生じた場合は、その欠員を除いた理事の決議によって填補しなければならない。

第5節

次々年度会長の指名のため指名委員会を置く場合、役員会は、役員会の議長たる会長及び直前会長から遡る5名の歴代会長と、それ以前の会長経験者の中から1名以上を選出した指名委員会を設置する。

第6節

翌年度の副会長、幹事、会計、及び5名の理事の指名のための指名委員会を置く場合、役員会は、前節により設置された指名委員会メンバーに会長エレクトを加えた指名委員会を設置する。

第7節

次々年度会長は、次年度副幹事、副会計を推薦することができる。会長エレクトはこの推薦を尊重し、副幹事、副会計を選出する。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの例会、総会及び理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務及びその他会長または理事会によって指示された任務を行う。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合に本クラブの例会、総会及び理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第4節 幹事

幹事は以下の任務を行う。

1. 会長の記録を整理保管し、例会、総会等会合における出席を記録
2. クラブ、理事会及び委員会の会合等の通知を発送し、これらの議事録の作成、保管
3. 地区ガバナーに対する半期会員報告、会員資格変更報告、月次出席報告等の報告書の提出。なお、全会員の人頭分担金及び半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員がいる場合の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日及び7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報

告を含む。

4. R I に対する諸種の義務報告、R I 公式雑誌の購読料を徴収してこれのR I への送金
5. その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 会計

会計は、本クラブのすべての資金を管理保管し、毎年1回の理事会への報告、理事会からの要求に対してその都度の説明、及びその他通常その職に付随する任務を行う。会計は、その職を離れる場合は、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督（SAA）

SAAは、例会等の会場を管理すること、その他通常その職に付随する任務、及びその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催する。この年次総会において次々年度会長、次年度の役員及び理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの例会は毎週火曜日午後6時30分に開催する。

例会の取り消しを含む、例会に関するあらゆる変更は、すべて会員全員に速やかに通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員、またはクラブ定款の規定に基づいて出席を免除された会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録される。その出席は、定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1の出席をもって本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第一例会日に開催される。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から請求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行わなければならない。

第5節

理事の過半数の出席をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金及び会費

第1節

入会金は10万円とし、入会承認される前に納入されなければならない。但し、クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額30万円とし、毎年2回7月1日及び1月1日に半額を納入する。会員は、このうちから、R I 公式雑誌の購読料に充てられることを承諾する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員及び理事の選挙において投票する場合を除き、口頭により採決する。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく書面による投票により処理することを決定することができる。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置する。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の委員により構成する。

(d) 会長は、職務上すべての委員会の委員となり、その資格において委員会に出席するなど委員会活動に付随するあらゆる権利を有する。

(e) 各委員会は本細則によって規定された職務及び会長または理事会が付託する事項を処理する。各委員会は、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、委員を再任するか、委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるべきである。

第2節 クラブ奉仕に関する委員会

(a) クラブ奉仕委員会が、クラブ奉仕の諸活動を総括し、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置された以下の委員会の仕事を監督、調整する。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当する他の委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は理事会の承認を受けてクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。ただし、会長は、理事会の承認を得て、複数の委

員会を併合することができる。

(d) この規定を受け、本クラブにおいては、クラブ奉仕委員会の管理下に、以下の4委員会を設置し、に併合する。

・例会運営委員会：出席委員会、プログラム委員会

・広報委員会：雑誌会報 HP 委員会、広報委員会

・会員増強研修委員会：会員増強委員会、職業分類委員会、会員選考委員会、ロータリー情報委員会

・会員親睦委員会：唱歌委員会、親睦委員会

(e) 会長は、職業分類委員会、ロータリー情報委員会に毎年各1名の委員を任命する。

(f) 会長は、会長エレクトまたは副会長に対して、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報の各委員会の職務を監督調整させることができる。

(g) 委員会の設置、委員の配属については、委員を再任するか、2年の任期を持って任命するなどして、委員会に継続性を持たせることを検討するべきである。

(h) 職業分類委員会及びロータリー情報委員会は、それぞれ各3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を持って任命する。なお、この規定が発効後最初の任命は、1名を1年、1名を2年、1名を3年の任期をもって、任命する。

(c) 雑誌会報委員会は、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員に含めなければならない。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。クラブ奉仕委員長は定例委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告しなければならない。

(1) 例会運営委員会

(a)-1 出席委員会

この委員会は、会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含む）を奨励する方法を考案し、また、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席率を向上するためのよりよき奨励案を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを改善することに努め

る。

(a)-2 プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配する。

(a)-3 (SAA 例会運営)

この委員会は、SAAと協力、連携して、例会が円滑に運営されるように、努力をしなければならない。

(a)-4 (ニコニコ募金の募集)

この委員会は、SAA、副SAAとともに、会員に対して積極的にニコニコ募金をするように勧誘し、例会において、その報告をする。

(2) 広報委員会

(b)-1 クラブ会報委員会

この委員会は、以下の職務を行う。

①週報を刊行し、前回の例会の重要事項を報告するとともに、近づく例会のプログラムを発表する。

②週報の編集においては、会員に対して、クラブ内外の活動に対して広く関心を惹起させ、会員の出席率を向上させることを企図するとともに、会員相互の親睦の増進、会員のロータリー教育に寄与するために、クラブ、会員、及び世界各地のロータリープログラム等に関するニュースを伝える努力をしなければならない。

(b)-2 雑誌委員会

この委員会は、以下の任務を行う。

① RI 公式雑誌等に対する会員の関心を喚起させる。

② 雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配する。

③ 新会員の教化に雑誌を利用することを奨励する

④ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する

⑤ 図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らう

⑥ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送付する

⑦ その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てよう推進する。

(b)-4 ホームページ管理運営

この委員会は、本クラブのホームページを管理運営し、内容の改訂等を行う。ホームページには、一般の人の閲覧されるページにおいては、ロータリー活動の紹介等を積極的に行う。会員のみの閲覧できるページにおいては、会員相互の親睦、情

報交換を積極的に推進し、例会、理事会、委員会同好会の情報を随時更新する。

(3) 会員増強研修委員会

(c)-1 会員増強委員会

この委員会は、本クラブの充填未充填職業分類を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(c)-2 会員選考委員会

この委員会は、新たに会員に推薦された人物について、あらゆる面から検討して、その人格、職業、及び社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、申し込みに対する委員会の意見を決議し、それを理事会に報告しなければならない。

(c)-3 職業分類委員会

この委員会は、事業又は専門職務によって分類される会員の職業についての分類を検証し、会員及び入会候補者にその分類を適用する。

(c)-4 ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の権利と責務に関する情報を提供し、会員にロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。

(4) 親睦活動委員会

(d)-1 この委員会は、会員間の親睦と友誼を増進することを目的として、クラブ内外のロータリーのレクリエーション及び他のクラブとの交流等の諸活動への参加を会員に奨励する。また、会長または理事会が指示する任務を行う。

(d)-2 唱歌委員会

例会で歌われるロータリーソングを選定し、例会時に指揮指導する。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整する。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、以下のような分野の社会奉仕活動に責任を持つ。

(a) 人間尊重：援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯に

わたり幸福に暮らせるように配慮する。

(b) 地域発展：地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう配慮する。

(c) 環境保全：地域の環境の質を調査、改善するよう配慮する。

(d) 協同奉仕：地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力する。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整する。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は次世代を担う青少年がロータリーの提唱する活動に参加することを支援し、次世代のリーダーを育成する。

第10条 出席義務規定の免除

会員は、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を付して申請することにより、出席義務の免除が受けることができ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

なお、このような出席義務の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものであるが、本クラブに対してその会員を出席と同様に看做されるものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。

第11条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会が指定する銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、支払われるものとする。本クラブのすべての会計処理については、毎年1回前々年度会長及び幹事によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より翌年6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分ける。人頭分担金とR I 公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行う。

第5節

会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるが、理事会の議決によって別段の決定がなされた場合はこの限りでない。

第6節

ニコニコ箱の使途は、原則としてクラブ奉仕を除く、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕の資金に充てる。ただし、年度予算の承認を得た場合及び理事会の承認を得た場合は他の奉仕プロジェクトの資金に充てることができる。

第12条 会員選考の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、その元のクラブが正会員に推薦することもできる。この推薦については、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その会員候補者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認する。

第3節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、会員候補者に対し、ロータリーの目的及び会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、理事会は、会員候補者に対し、会員申込書に署名を求め、また、本人の氏名及び本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

会員候補者について、会員候補者の情報を会員に公表した後7日以内に、会員（名誉会員を除く）は、理事会に対し、この会員候補者の推薦に対し

て、理由を付記した書面による異議の申立てをすることができる。この異議申立てが無かった場合は、会員候補者は、本細則に定める入会金を納めることにより、正式に会員となる。異議の申立てがあった場合は、理事会は、直後の理事会において、この会員候補者を会員と認めるかどうかの採決をする。

異議の申立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、会員候補者は、所定の入会金を納めることにより、正式に会員となる。

第6節

前節により、会員候補者が正式に会員となった場合、会長は、この会員の入会式を行い、幹事はこの会員に対して会員証を発行し、新会員をR I に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名以上指名する。

第7節

クラブは、クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

例会は以下のとおりに議事を進める。

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、及びロータリー情報

委員会報告

審議未了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第15条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。細則を改正する場合、その予告は改正が議決される例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。通知の方法は、クラブ例会時配布、ファックス、電子メールまたは郵送にて行う。

クラブ定款及びR I の定款、細則と矛盾する改正をすることはできない。

会長 河村 公逸
監修 茂木立 仁